

レコード演奏・伝達権に係る関係団体からの意見等

【対面出席の団体】

資料 3-1 一般社団法人 日本バトン協会 御発表資料・・・・・・・・・・ 2

資料 3-2 公益社団法人 日本ダンススポーツ連盟 御発表資料・・・・・・・・ 10

【書面提出の団体】

資料 3-3 一般社団法人 日本ショッピングセンター協会 御発表資料・・ 15

資料 3-4 一般社団法人 日本フランチャイズチェーン協会 御発表資料・ 17

資料 3-5 公益社団法人 ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボー
ルリーグ 御発表資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

資料 3-6 公益財団法人 日本スケート連盟 御発表資料・・・・・・・・・・ 19

資料 3-7 公益財団法人 日本ボールルームダンス連盟 御発表資料・・・・ 20

資料 3-8 一般社団法人 現代舞踊協会 御発表資料・・・・・・・・・・ 21

資料 3-9 一般社団法人 日本フィットネス産業協会 御発表資料・・・・ 23

【対面参加の団体】

第 25 期政策小委員会における審議事項への意見

団体名： 一般社団法人日本バトン協会

○レコード演奏・伝達権の導入について

【回答】

導入に対して賛成いたします。

当協会の活動において、音楽は競技性と芸術性を高めるための「伝達の源」となっております。固有の価値と、それに伴う権利が存在することは十分理解しております。



音楽の芸術的な価値とエネルギーについて

The Artistic Value and Energy of Music

当協会の活動に伴う音楽との結びつき

一般社団法人日本バトン協会

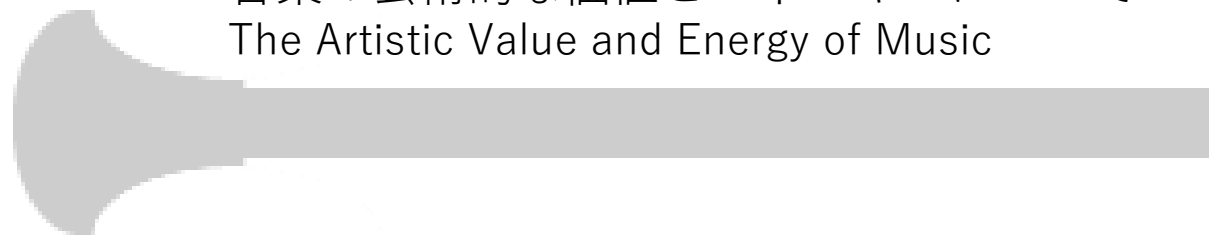
BATON TWIRLING ASSOCIATION OF JAPAN

2025.11.12

わたしたち

一般社団法人日本バトン協会

音楽の芸術的な価値とエネルギーについて
The Artistic Value and Energy of Music



【歴史】 2019年：創立50周年（1967年にパレードアソシエーションとして設立）

2009年：一般社団法人格 取得

2023年：公益財団法人日本スポーツ協会 準加盟

【所属】 10の支部組織・42の都道府県組織

登録会員数 延べ1,462名 登録選手11,272名（2025年3月31日現在）

【大会】 全国大会（団体競技） 157団体 延べ2,215名参加

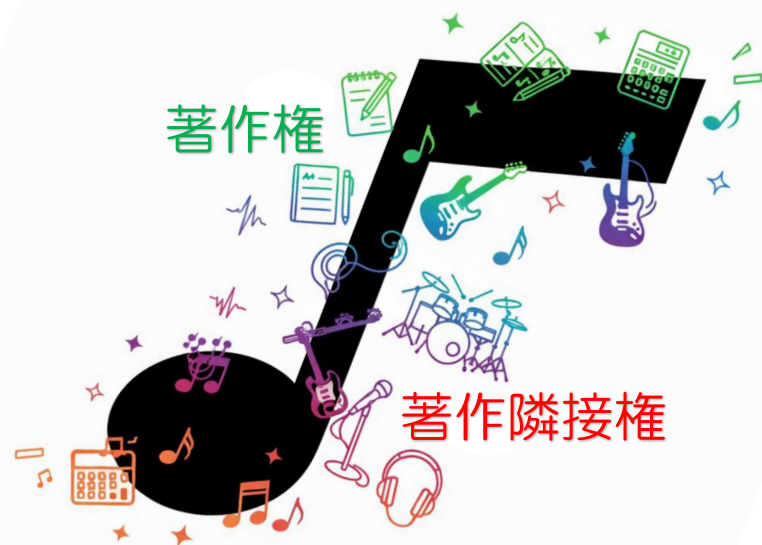
選手権大会（個人競技） 延べ1,529名

世界大会 国別総合優勝26回（2025年度大会23部門ゴールド取得）

音楽とは

クリエイティブな構成要素

音楽の芸術的な価値とエネルギーについて
The Artistic Value and Energy of Music



作曲 → このメロディだから！
作詞 → この歌詞だから！
アーティスト → この歌手だから！
楽曲制作 → この録音だから！

私たちは、楽曲選定の際、メロディ、歌詞に加え、アーティストの表現や録音の違いを総合的に判断します。これらのクリエイティブな要素全てに固有の価値と、それに伴う権利が存在し、私たちはその個々のエネルギーを統合した一つの**音楽**を、バトントワーリングの演技テーマとして表現しています。

音楽とは

クリエイティブな構成要素

音楽の芸術的な価値とエネルギーについて
The Artistic Value and Energy of Music

音楽は、バントワーリングの**競技性と芸術性**を高めるためのエネルギー源です。

私たちは、音楽が持つ**感情とメッセージ**を、身体表現と技術をもって統合し、観客との感動を共有する「**伝達の源**」とします。

すなわち、音楽の聴覚的表現を、視覚的なパフォーマンスとして**具現化する競技**です。



教育的意義

身体の育成と表現力の創造

音楽の芸術的な価値とエネルギーについて
The Artistic Value and Energy of Music

【体育的な要素】

体力向上、筋力・持久力、協調性、規律を育成します。「スポーツとともに、つながる」という基本方針の下、集団での活動を通じた健全な心身の育成に貢献します。

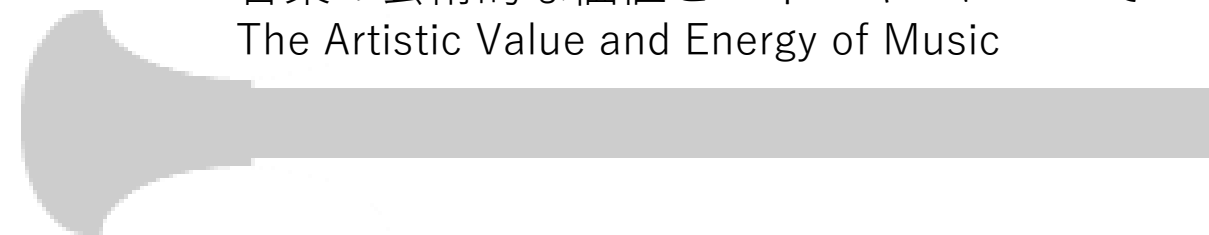
【文化的な要素】

楽曲の創造性、表現力、ウェルビーイングの向上を促進します。「豊かな心の育成」を目指し、多様な文化を表現する過程で人間性の幅を広げます。

文化的な要素

ウェルビーイングの形

音楽の芸術的な価値とエネルギーについて
The Artistic Value and Energy of Music



項目	バトントワーリングの演技	内容の焦点	具体的な内容	著作権隣接権との繋がり
1. 音楽的感性の深化	喜怒哀楽の表現	音	楽曲のメロディ、ハーモニー、ダイナミクス（強弱）の 微細な違い を読み解き、喜び、悲しみ、葛藤などの 感情の機微 を理解します。	良質な実演 （アーティストの表現）と 高い録音技術 （音源制作）でなければ、これらの微細な感情や音響を正確に学ぶことはできません。
2. 表現力・伝達能力の創造	音の視覚化	音楽全体	楽曲の世界観（聴覚情報）を、バトン、身体の動き、表情、フォーメーション（視覚情報）へと「再創造」し、 観客に明確なメッセージ として伝達します。	表現の精度を高めるためには、 高品質で一貫性のある完成された音源 （著作権隣接権の対象）を繰り返し利用することが不可欠です。
3. 創造性・独自性の涵養	本物との共演	国内環境	多様な文化との出会い やクラシック、ポップス、ジャズなど 多様なジャンルの楽曲 やを解釈し、振付や衣装に落とし込むことで、 柔軟な発想力と独自の芸術性 を培います。	多様で豊富な市販音源 にアクセスできる環境（＝著作権隣接権者が創造する市場）が、この 創造的学習の機会 を支えています。

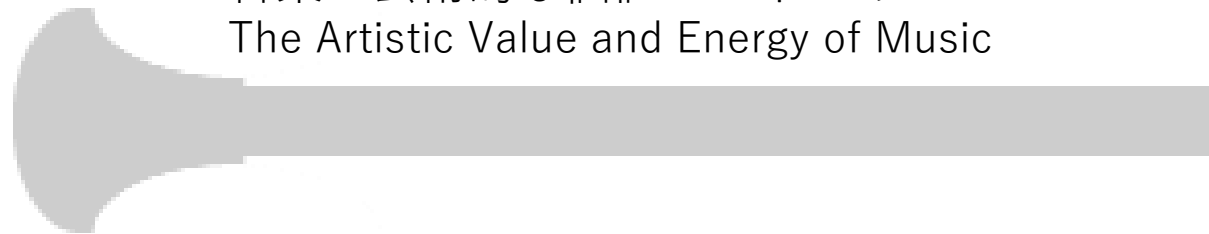
バトントワーリングにおけるウェルビーイング

音楽を通じた表現活動は、技術訓練を超えた教育的価値を持ちます。感性、表現力、創造性を育み、集団での協調性や自己肯定感を高めることで、「心身の健全な成長と持続的な幸福（ウェルビーイング）」に貢献します。

当協会の活動

目的と意義

音楽の芸術的な価値とエネルギーについて
The Artistic Value and Energy of Music



私たち一般社団法人日本バトン協会は、営利を目的とする団体でも、特定の学校教育機関でもない立場から、社会貢献と競技振興を目的としております。

この目的を果たすため、音楽が持つ多面的な力「著作権・著作隣接権の価値」を活動の根幹とし、バトントワーリングという競技活動を通して、ウェルビーイングの向上と豊かな社会の実現に貢献してまいります。

2025年11月12日

一般社団法人日本バトン協会

第 25 期政策小委員会における審議事項への意見

団体名：公益社団法人日本ダンススポーツ連盟

○レコード演奏・伝達権の導入について

【回答】

導入に賛成／下記事項が配慮されれば支持できる。

当連盟加盟団体（都道府県ダンススポーツ連盟：その多くは任意団体）では、公益事業としてダンススポーツの普及に取り組んでおり、その中の一事業としてダンスパーティーを行っている（年間 300 回余）が、90%以上の事業の参加会費が 1,000 円以下と少額のため、運営経費などの経費を差し引くと収支トントンないしは赤字というのが実情である。

このような事業については対象外とするか、対象とするならば、全国津々浦々で行われている同様な事業との公平性を担保してほしい。

※上記各数字は、2018 年（平成 30 年）に調査した、2015 年（平成 27 年）の結果である。

2018年2月10日

公益社団法人日本ダンススポーツ連盟

平成27年に開催された有料ダンスパーティー

平成27年1月1日～12月31日に、公益社団法人日本ダンススポーツ連盟加盟団体等により開催された有料ダンスパーティーに関する調査結果(別表)は、下記のとおりである。

記

- | | |
|---------|--------------------|
| 1. 開催回数 | 326回 |
| 2. 会費 | 最少:300円 最多:13,000円 |
| | 1,000円以下 90.2% |
| | ～2,000円以下 8.0% |
| 3. 参加人数 | 最少:約20名 最多:約600名 |
| | ～40名 4.0% |
| | ～80名 25.4% |
| | ～120名 23.2% |
| | ～160名 20.2% |
| | ～200名 12.5% |
| | ～300名 10.4% |

4. 平成27年の音楽著作権料

ダンスパーティーの使用料取扱い案(JASRAC)に基づき、当連盟が平成27年に開催した有料ダンスパーティーの音楽著作権料を試算すると、1,845,440円となる。

ただし、会費7,000円以上の4件については含まれていない。

公益社団法人日本ダンススポーツ連盟

平成 27 年に開催された有料ダンスパーティーの会費と参加人数(A)

会費\人数	40	80	120	160	200	300	400	500	600	900	計
1,000	12	81	72	61	34	24	5	4	2		295
2,000		1	3	4	6	9	1	1			25
3,000		1			1						2
4,000											0
5,000											0
6,000	1										1
7,000											0
8,000			1			1					2
9,000				1							1
10,000						1					1

ダンスパーティーの使用料取扱い案(JASRAC) (B)

会費\人数	40	80	120	160	200	300	400	500	600	900
1,000	2,000	2,560	3,840	5,120	6,400	9,600	12,800	16,000	19,200	28,800
2,000	2,560	5,120	7,680	10,240	12,800	19,200	25,600	32,000	38,400	57,600
3,000	3,840	7,680	11,520	15,360	19,200	28,800				
4,000	5,120	10,240	15,360	20,480	25,600					
5,000	6,400	12,800	19,200							
6,000	7,680	15,360								

326

ダンスパーティーの使用料(A) × (B)

会費\人数	40	80	120	160	200	300	400	500	600	900
1,000	24,000	207,360	276,480	312,320	217,600	230,400	64,000	64,000	38,400	
2,000		5,120	23,040	40,960	76,800	172,800	25,600	32,000		
3,000		7,680			19,200					
4,000										
5,000										
6,000	7,680									

1,434,560

376,320

26,880

7,680

1,845,440

【書面提出の団体】

第 25 期政策小委員会における審議事項への意見

団体名： 一般社団法人日本ショッピングセンター協会

○レコード演奏・伝達権の導入について

【回答】

- 当協会の会員企業は、ショッピングセンターの開発・運営を担う企業、ショッピングセンターに出店するテナント企業、ならびにショッピングセンターの運営を支援する企業（工事、コンサルティング、金融等）で構成されております。
- ショッピングセンターの共用部（廊下、外構等）および専有部（店舗内）においては、BGM の演奏手段として、一般的に USEN をはじめとした BGM 配信サービス（以下「本サービス」といいます。）が利用されております。
- このため、レコード演奏・伝達権（以下「本権」といいます。）が導入された場合、本サービスの利用料が引き上げられる可能性があり、本サービスを利用している当協会の会員企業に対して一定の影響が及ぶものと推察されることから、以下のとおり意見を申し述べます。
- まず、本権の導入目的は「我が国のアーティストの海外展開を促進する」とされておりますが、かかる目的は、すでに我が国において実施されている「コンテンツ海外展開促進事業（経済産業省）」「New Music Accelerator（経済産業省）」「日本音楽のグローバル発信拠点の形成支援事業（文化庁）」などの支援制度を拡充することによって、十分に達成可能と考えます。我が国の文化を国際的に展開するという目的に照らせば、BGM の利用者のみに負担を求めるのではなく、国費をもって支援を行うのが本来あるべき姿と考えます。
- 本権の導入に対する賛否を検討するにあたっては、使用料の水準がある程度明確に示されることが必要であり、それが示されていない現時点では、賛否の判断が困難であると考えます。
- また、本権の導入により、我が国が海外諸国から得る使用料の総額と、海外諸国に対して支払う使用料の総額の規模感についても、明確な情報の提示が必要と考えます。先述のとおり、本権の目的は「我が国のアーティストの海外展開を促進する」ことですが、仮に本権の導入によって、我が国が支払う使用料が海外アーティストの活動を後押しする結果となるのであれば、社会の理解を得ることは容易ではないと懸念されます。
- さらに、本権によって得られる使用料がアーティストに適切に還元されず、レコード会社にのみ帰属するような状況は避けるべきであると考えます。使用料がアーティストとレコード会社の双方に公正かつ適切に分配されることが担保された仕組みの構築が必要です。
- 以上のように、本権の導入に関する議論にあたっては、関係者が納得できる具体的か

つ透明性のある情報の提示が必要です。当協会としては、ショッピングセンターにおける音楽利用の実態を踏まえ、会員企業への影響を慎重に見極める必要があると考えております。貴委員会におかれましては、制度設計にあたり、現場の実情や多様な業種の声を十分にご配慮いただき、国民的な理解と支持が得られる形での制度構築をお願い申し上げます。

第 25 期政策小委員会における審議事項への意見

団体名： (一社) 日本フランチャイズチェーン協会

○レコード演奏・伝達権の導入について

【回答】

当協会は、フランチャイズ本部を会員とする設立 53 年目の団体です。

会員は、ハンバーガー、カフェ、カレー、牛丼、居酒屋等の外食業、大手コンビニエンスストア、リユース用品、専門店等の小売業、フィットネス、美容、不動産等のサービス業など、幅広い業種にわたります。

会員の店舗数は 12 万 3 千店を超え、会員外を含めた全国のフランチャイズ店舗数は 25 万 4 千店舗余り（当協会調べ）にのぼり、その多くで音楽による店内放送（BGM）が行われています。

「レコード演奏・伝達権」の創設が、日本音楽の海外展開促進、およびアーティストの育成・支援に繋がるという点については、当協会としてもその趣旨に異論はありません。

しかしながらフランチャイズシステムにおいては、加盟店が独立した事業主として本部とフランチャイズ契約を結んでおり、その多くは中小規模の事業主で占められています。

BGM の利用に関しては、フランチャイズ本部が一括で契約し加盟店が費用を負担するケースや、加盟店が個別に契約するケースなど、様々な形態が存在します。

中小規模の加盟店の経営環境が厳しさを増している現状を踏まえ、現行の著作権料に加え、「レコード演奏・伝達権」の創設が、結果的に加盟店に対する過度な負担増とならないよう、制度設計には慎重な検討をお願い申し上げます。

第 25 期政策小委員会における審議事項への意見

団体名:公益社団法人ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ(B.LEAGUE)

1. レコード演奏・伝達権の導入について

【回答】

日本のエンターテインメント・コンテンツ産業の発展のため、導入に賛成いたします。一方、実務上の課題として、各クラブ及びリーグでの権利処理手続が細分化、複雑化することや、使用料があまりに高額になることは、スポーツ興行における楽曲使用に対しむしろ消極的になりかねない側面もあると思料いたします。

つきましては、下記のような仕組みを併せてご検討いただけたら幸甚に存じます。

- 集中管理団体の設置による権利処理手続の簡易化（所属事務所がない、インディーズ等のアーティスト含む）※使用楽曲が興行直前に決定することもあり、個別に権利処理・使用料交渉することは時間的に容易でないケースもございます。
- リーグにてクラブ及びリーグの楽曲使用について包括契約することにより、リーグに所属する各クラブは個別、直接の権利処理や使用料支払手続が不要となる仕組み（包括契約による使用料のディスカウント制度等も含む）

第25期政策小委員会における審議事項への意見

団体名：公益財団法人日本スケート連盟

○レコード演奏・伝達権の導入について

【回答】

- ・経緯等を確認し、導入に関しては、一定の理解はできる
- ・利用料の徴収に関しては、手続きが煩雑にならないよう、指定管理団体（指定管理団体）等を通じて、オンライン（申請、承認、支払含め）による手続きを希望する
- ・スケート競技の日本国内の統括団体は、本連盟（公益財団法人日本スケート連盟）であるが、本連盟に登録していない競技者や愛好家等も存在することから、導入にあたり一定の猶予期間（3年程度）を設けていただくことを希望します
- ・音楽を利用する他のスポーツ競技団体と連携し、導入までの過程で意見等をさせていただける機会を考慮していただきたい

第 25 期政策小委員会における審議事項への意見

団体名：公益財団法人日本ボールルームダンス連盟

○レコード演奏・伝達権の導入について

【回答】

- ・日本のアーティストや音楽業界が世界で戦っていく上で、海外から新しい収入源を得、後進アーティストの育成及び支援を行っていく観点からは、導入に大いに賛成いたします。
- ・ただし、国内においても、負担増になる点については、大変不安を感じます。そのため、国内においては、何らかの軽減策を講じていただきますようお願い申し上げます。

第 25 期政策小委員会における審議事項への意見

団体名：一般社団法人現代舞踊協会

○レコード演奏・伝達権の導入について

【回答】

一般社団法人 現代舞踊協会

会長 植木 浩

1. 趣旨

現代舞踊協会は、我が国における現代舞踊の発展および舞踊芸術の振興を目的として、1948年より活動を続けております。現代舞踊をはじめとする舞台芸術の創作において、音楽作品が極めて重要な役割を果たしていることを深く認識しております。

このたび、文化庁において進められている「レコード演奏・伝達権」の導入に向けた法整備につきまして、その趣旨を高く評価するとともに、賛成の立場から下記のとおり意見を申し述べます。

2. 意見の概要

(1) 著作隣接権者への正当かつ適切な対価還元を支持する立場について

日本国内で製造された市販 CD 等の音源が海外で利用される際、著作隣接権者に対して適切な対価が支払われる仕組みが整備されることは、我が国の音楽産業の国際的な競争力向上につながるものと考えます。

さらに、音楽資源の活用によって海外での売上が増加することで、その成果が幅広いジャンルの次世代アーティストの育成や新たな創作活動の原資となるほか、世界における我が国の芸術文化のプレゼンス向上にも寄与するなど、文化的な好循環を生み出すことを強く期待いたします。

(2) 舞踊・舞台芸術分野における利用環境への配慮について

一方で、現代舞踊や舞台芸術の現場では、作品創作において多様な楽曲を短期間に使用するケースが多く、権利処理が煩雑化すると創作活動の妨げとなるおそれがあります。

したがって、本制度の導入にあたっては、以下の点についてとくにご配慮をお願い申し上げます。

- ① 使用目的や規模に応じた柔軟なライセンス制度の設計
- ② 舞台芸術分野の実情に即したガイドラインの整備
- ③ 中小団体・個人アーティストへの支援体制の充実
- ④ 権利処理の透明化・簡便化を実現するデジタル基盤の整備

(3) 文化的循環の実現に関する期待について

舞踊家・振付家・音楽制作者など、創作を担う者同士が公正な関係のもとで相互に尊重し合う環境が整うことは、我が国の芸術文化の持続的な発展に不可欠です。

本制度の整備が、音楽創作者への正当な利益の還元と舞台芸術分野の活性化の双方を実現し、創作と還元が連動する「文化的循環」の確立につながることを強く期待いたします。

3. 結語

現代舞踊協会は、音楽と舞踊が共に高め合いながら発展する文化的基盤の構築を目指し、引き続き文化庁の取り組みに協力してまいります。

貴庁におかれましては、本意見の趣旨をご高察のうえ、制度設計に反映いただきますよう、切にお願い申し上げます。

以上

第 25 期政策小委員会における審議事項への意見

団体名：(一社) 日本フィットネス産業協会

○レコード演奏・伝達権の導入について

【回答】

先般のご説明を受けて、コンテンツ産業の海外展開は今後の日本における重要な産業になる事は理解し、国民として大きな期待をもって成長を見守りたいと考えております。基盤となるシステムに関しては業界の特殊性、実態を充分調査し共に発展していける体制でのスタートを望むことを前提に、当業界団体として以下の通り意見を申し述べます。

1.フィットネスクラブにおける音楽利用の特殊性

フィットネスクラブにおける音楽の利用形態は、一般的な BGM 利用とは異なり、主に顧客の運動中におけるリズム誘導やモチベーション向上を目的とした機能的利用が中心となります。

例えば、専門の指導音源制作会社によりスタジオやプールにおけるレッスン用に独自に制作された音源による指導、又は、※エクササイズの振り付けと一体化された音源が定期的に配布されるプログラムの活用（有料）が一般的となっている実態が多い状況です。よって、権利対象となる楽曲とそうでない楽曲の区別が極めて繊細かつ複雑であり、現場での判断が困難となる可能性があります。

※エクササイズの振り付けと一体化された音源が定期的に配布されるプログラム（プレコリオグラフィ）について音楽と一体となって行うグループエクササイズの総称。世界中のフィットネスクラブで導入されており、多様なフィットネスのニーズに応える様々な種類のプログラムが音源と振り付けがセットとなり定期的に提供される有料システム。

2.公平性と簡便性の確保に関する懸念

法制化された場合、適正に契約する法人・個人と、法制化されたことを認識していない、あるいは故意に支払い手続きを行わない法人・個人が混在するという事象が起こらないような課金システム設計が確実に整備された上での施行が行われることが、必須条件となると考えます。

実際に JASRAC の課金の実態においては、現時点においても契約していない法人・個人が見過ごされており、公平性に欠けることへの不満の声が多く、フィットネス事業者から寄せられています。

また、利用者側の手続きが煩雑にならないよう、簡便な申請・管理方法の整備が不可欠と考えます。

3.業界への経済的影響

コロナ禍以降、フィットネス産業全体が厳しい経営環境に置かれており、追加的な費用

負担は事業継続に深刻な影響を及ぼす恐れがあります。
フィットネス施設は、国の健康の保持増進に欠くことのできない運動の場の提供する極めて重要なインフラであると認識しています。
事業の継続性、発展性を後押しするような法整備となるよう、強く要望いたします。

4. まとめ

以上を踏まえ、当業界団体として以下の点を強く要望いたします：

- ・ フィットネスクラブにおける音楽利用の実態に即した正確な制度設計
- ・ 対象楽曲の明確な定義と識別支援の仕組み
- ・ 中小事業者への配慮を含む段階的な導入と支援策の検討
- ・ 商用利用者全体に対する公平な徴収体制の構築
- ・ 利用者側の手続きの簡略化とデジタル化の推進

以上